

令和2年度会計年度任用職員を追加募集しています

詳細は町ホームページをご覧になるか、下記係へ問い合わせください。

	所属課	職種番号	職種	人数	業務内容	資格など	給与
フルタイム	育成牧場	13	牧場作業員	7人	受託家畜に係る飼養管理全般	普通自動車運転免許（AT車限定可）	月給171,700円～
	保育園・保育所、子育て支援センター、子ども発達支援センター	14	保育士	4人	保育業務（勤務場所は各保育園・保育所、子育て支援センター、子ども発達支援センター）	保育士資格	月給154,900円～
	教育委員会管理課	31	特別支援教育支援員	2人	特別支援学級における学習活動・学校教育活動の補助（勤務場所は標茶小学校・虹別小学校・標茶中学校）	教育職員免許・保育士・看護師などの資格保有者優遇	月給154,900円～
		33	調理員	2人	学校給食の調理業務、調理施設・給食用食器などの清掃業務（勤務場所は学校給食共同調理場）	調理師免許資格保有者優遇	月給150,600円～
	やすらぎ園	36	介護員	10人	介護一般	介護福祉士資格保有者優遇	月給150,600円～
		37	調理員	1人	給食の調理	調理師免許資格保有者優遇	月給150,600円～
	町立病院	43	調理員	1人	給食の調理	調理師免許資格保有者優遇	月給150,600円～
		48	看護師	1人	看護業務	看護師資格	月給192,400円～
		49	准看護師	1人	看護業務	准看護師資格	月給175,500円～
	保健福祉課	109	保健師	1人	総合住民健診問診、健診結果説明会・特定保健指導、乳幼児健診	保健師資格	時給1,620円～
パートタイム	教育委員会管理課	117	特別支援教育支援員	1人	特別支援学級における学習活動・学校教育活動の補助（勤務場所は標茶中学校）	教育職員免許・保育士・看護師などの資格保有者優遇	時給960円～
		118	調理員	2人	学校給食の調理業務（勤務場所は学校給食共同調理場）	調理師免許資格保有者優遇	時給930円～
	やすらぎ園	120 121	介護員	若干名	介護一般	介護福祉士資格保有者優遇	時給930円～
	町立病院	125	看護師	1人	外来看護業務	看護師資格	時給1,190円～
		132	准看護師	1人	看護業務	准看護師資格	時給1,080円～
		135 136 137	調理員	各1人	給食の調理	調理師免許資格保有者優遇	時給930円～
	デイサービスセンター	133	介護員	1人	利用者の介助、見守り・レクリエーション	介護福祉士資格保有者優遇	時給930円～

**令和3年度会計年度任用職員の募集については
町ホームページへ掲載しています。**

問い合わせ／役場総務課職員係（2階13番窓口☎内線217）

釧路湿原国立公園連絡協議会からのお知らせ

◎釧路湿原

フィールドウォッチング

雪のフィールドを散策しながら釧路湿原の自然や遺跡を観察します。スノーシューを使用します。



○日時／2月6日(土)、午前10時～正午

○定員／10人

※事前に申し込みが必要です。

○参加費／無料

○集合場所／シラルトロ自然情報館駐車場

○申し込み・問い合わせ／塘路湖エコミュージアムセンター（☎487-3003）

◎紙粘土フィギュアを作ろう

紙粘土を使って、釧路湿原に生息する生き物をかたどったフィギュアを作ります。

○日時／2月13日(土)、午前10時～正午

○定員／10人

○参加費／100円（材料費）

○集合・申し込み・問い合わせ／塘路湖エコミュージアムセンター（☎487-3003）

◎サルボ・サルルン展望台歩道整備工事のお知らせ

サルボ・サルルン展望台歩道の整備工事に伴い、下記の期間、展望台および歩道・駐車場の利用ができません。ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

○閉鎖期間／～3月10日(水)

○問い合わせ／釧路総合振興局環境生活課自然環境係（☎0154-43-9154）

町有バス運行管理委託業務希望者の募集

本町に入札の参加申請・登録している運送業者などで、令和3年度に「町有バス運行管理委託業務」の受託を希望する業者は、2月26日(金)までに下記係へ連絡してください。

○委託内容／路線バス（茶安別・阿歴内・沼幌・オソベツ・磯分内・虹別線の全6路線）と行事バスの運行を一括委託
※町有バスは無償で貸し付けます。

○委託期間／4月1日～令和4年3月31日

○必要乗務員／（路線バス）専任乗務員6人、（行事バス）専任乗務員1人、（代替要員）専任乗務員が運行できない時に交代可能な乗務員

○乗務員の資格など／（路線バス）大型2種免許を所有する方または、大型1種免許を所有して「市町村運営有償運送等運転者講習」を修了した方、（行事バス）大型免許を所有する方、（代替要員）車両に応じた資格などを所有する方

○問い合わせ／役場管理課車両管理係（1階⑧番窓口☎内線143）



犬や猫の飼い方についてのお願い

ペットに関するトラブルは年々増加傾向にあるといわれています。近隣住民の迷惑にならないよう適正に飼育しましょう。

犬の飼育マナー

- ・犬が逃げ出さないように、しっかりとつなぐか柵に入れましょう。
- ・散歩に連れて行く時は必ずリードを付け、袋などを携帯し、ふんの後始末を確実に行いましょう。
- ・散歩の際の伸縮リードの扱いには、十分気を付けましょう。

猫の飼育マナー

- ・交通事故や感染症防止、近隣住民へ迷惑をかけないように、猫を外に出さず、室内で飼うよう努めましょう。
- ・トイレは家の中でするようにしましょう。
- ・猫に名札などを付けて世話をしていることを明らかにし、飼い主としての責任を果たしましょう。
- ・猫を無責任に増やさないよう注意しましょう。
- ・子猫は生まれてから半年で子どもが産めるようになるので、避妊・去勢をせずに外に出すと、繁殖してどんどん増えてしまいます。

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

野良猫への餌やりは絶対にしないでください

- ・野良猫は野生動物と同じ扱いです。絶対に餌を与えないようにしてください。
- ・かわいそうだからと餌を与え続けると、周辺の野良猫も呼び集めて繁殖し、さらに野良猫が増えることとなります。増やさないことが何より大切です。
- ・民法では野良猫に餌を与えている人も飼い主とみなされ、その責任を問われる場合があります。
- ・猫は餌だけでは幸せになれません。「自分が飼い主」という自覚を持ち、ふん尿や毛の始末、繁殖管理、けがや病気の際は治療を受けさせるなど、生涯世話を続ける必要があります。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）



町税および各使用料などの 夜間納付相談窓口の開設

本町では
毎月、夜間
納付相談窓
口を開設し
ています。



今月の窓
口開設日は次のとおりです。
昼間はお仕事などで納付相談が困
難という方は、ご利用ください。

なお、コンビニエンスストアで
も町税などの納付ができますの
で、夜間や休日に納付するときな
どに利用してください。

町税などは、皆さんの暮らしを
支えるための貴重な財源となっ
ていますので、納税に対するさら
なご協力をお願いします。

○日時／2月26日(金)、午後8時ま
で

○場所／1階⑩番窓口

○問い合わせ／役場税務課納税係
(☎内線155) および各担当係

広報しべちゃ 有料広告募集

○規格・料金／

・広告1 (3,000円) …縦45mm ×
横88mm

・広告2 (6,000円) …縦45mm ×
横176mmまたは縦90mm ×横88mm

○申込方法／

下記係へ申し込みください。

○申込期間／

・3月号…2月5日(金)まで

・4月号…3月5日(金)まで

○申し込み・問い合わせ／役場企
画財政課地域振興係 (2階⑰番
窓口 ☎内線224)

納期限のお知らせ

2月25日(木)は、国民健康保
険税第8期の納付期限です。

町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町
有地の売り払いを行っています。

○売り払い物件・価格／町ホーム
ページに掲載

○申し込み・問い合わせ／役場管
理課管財係 (1階⑧番窓口 ☎内
線141)

改正高年齢者雇用 安定法のお知らせ

少子高齢化の進行と人口減少が
深刻化している中で、経済社会の
活力を維持するために働く意欲が
ある高年齢者の環境整備を図るこ
とを目的として「高年齢者等の雇
用の安定等に関する法律 (高年齢
者雇用安定法)」の一部が改正さ
れ、令和3年4月1日から施行と
なります。

今回は「65歳までの雇用確保(義
務)」と「70歳までの就業機会の
確保 (努力義務)」について改正
されています。

○努力義務の内容／

次のいずれかの措置を講じるよ
う努める必要があります。

①70歳までの定年引き上げ

②定年制の廃止

③70歳までの継続雇用制度 (再雇
用制度・勤務延長制度) の導入

④70歳まで継続的に業務委託契約
を締結する制度の導入

⑤70歳まで継続的に次の事業に従
事できる制度の導入

・事業主自ら実施する社会貢献事
業

・事業主が委託、出資 (資金提供)
などをする団体が行う社会貢献
事業

○問い合わせ／

・北海道労働局 (☎011-709-2311)

・ハローワーク釧路 (☎0154-41-
1201)

落氷雪事故を 防止しましょう

毎年冬になると、建物からの落
氷雪による死傷事故が多発しま
す。冬期間の通行を円滑にし、悲
惨な事故を防止するため、次のこ
とに注意しましょう。

- ・落氷雪事故が心配されるような
建物には、雪止めを取り付けま
しょう。雪止めは破損がないか
点検し、破損などがあれば早め
に修繕してください。
- ・落雪事故は気温上昇時や降雨時
に発生しやすいので、早めに除
雪するようにしましょう。
- ・雪下ろしをする時は、歩行者に
危険がないよう十分注意してく
ださい。
- ・屋根から大量の雪が落ちた時
は、事故がないか確認し、通行
の支障にならないように取り除
いてください。
- ・交通の妨げになりますので、敷
地内の雪は道路に捨てないでく
ださい。
- ・軒下の通行はできるだけ避け、
やむなく通行する時は十分注意
しましょう。
- ・小さなお子さんを軒下や道路で
遊ばせないでください。

○問い合わせ／

・釧路開発建設部弟子屈道路事務
所 (☎015-482-2327)

・釧路建設管理部弟子屈出張所
(☎015-482-2147)

・弟子屈警察署 (☎015-482-2110)

・役場総務課交通防災係 (2階⑬
番窓口 ☎内線213)

